

住民票を不正取得

容疑者逮捕 本人側通知で発覚

委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得したとして、県生活環境課と佐伯署は7日、長崎市文教町の探偵業、田崎康博容疑者(65)を有印私文書偽造・同行使用などの疑いで逮捕し、発表した。容疑を認めているという。

住民票などの写しを第三者が取得した際に、本人側に通知する制度がきっかけで発覚した。県によると、同制度を端緒とする県内の立件は初めて。

署によると、田崎容疑者は今年1月中旬～2月上旬、委任状を偽造した上で佐伯市に住む60代男性の住民票と戸籍謄本の写しなどを郵送で請求し、不正に

取得した疑いがある。探偵業に基づいた行為として取得したとみて調べている。不正取得した情報には、本人だけでなく家族のものも含まれていたという。男性の家族が、第三者から請求があった場合に通知を受けられる市の制度に事前に

登録していた。

県市町村振興課によると、制度は不正取得の早期発見や抑止力などを目的に、2012年度以降、全18市町村が順次、導入している。ただ、第三者の取得後に通知されるため、個人情報などが不正に取得されること自体は防ぎにくい。

佐伯市は「不正取得があったことは非常に残念。発行に際してはこれまで同様、慎重な審査を徹底したい」とした。